

告 示

埼玉県告示第千三百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人子育て支援ワーカーズコレクティブみるく

二 代表者の氏名

青木 照代

三 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市東越谷三丁目六番地二十三生活クラブ生活協同組合・越谷生活館

一階

四 更新後の認定の有効期間

平成三十年九月十日から平成三十五年九月九日まで